

濟州島出身の官僚高得宗について

高 橋 公 明

はじめに

本稿の目的は、高得宗という人物の年譜を作製することにある。この人物は朝鮮史のなかでもさほど有名ではない。そこで、韓国の代表的な歴史事典によって彼についての概略をまず紹介してみよう。

李朝初期の文臣。字は子傳。本貫は濟州。鳳智の息子。1414（太宗14）年に文科に及第して戸曹参議になる。1438（世宗20）年に種馬進貢使として明国に行き、1439年には日本通信使となり、副使尹仁甫・書状官金蒙礼とともに京都にいたり、足利義教と大内持世の書契をもって帰国した。1441年、再び聖節使として明国に行った時、独断で李満住と童凡察の処置を明国に求めたため、帰国するやいなや投獄され、江陰県に流配された。後に許され、同知中枢院事・漢城府判尹などを歴任し、1448（世宗30）年に転運使となり、忠清・全羅道の穀物を平安道に漕運した。¹⁾（拙訳）

この簡潔な説明は、高得宗についての主な事項をほぼ網羅しているが、さらに、簡単な補足しておく。第1に、得宗は濟州島出身だが、たんにそれにとどまらなかった。高麗末の星主高臣傑を祖父、次の星主高鳳礼を伯父とする、島内最大の伝統的勢力に属していた。第2に、同知中枢院事などの官職に就いているが、これは同上官（正3品上より上）であった。この時期に濟州島出身者で堂上官まで昇進した人は、管見の限り、得宗だけであった。第3に、流刑に処せられているが、得宗が検察機関から告発を受けたのはこの時だけではない。それは9回におよんだ。

次に、得宗が、官僚としてさまざまな活動していた15世紀前半の濟州島について概観する。

14世紀末の高麗末、濟州島は高麗政府の統轄しうる島ではなかった。元の直轄牧場という前史をもつこの島は、元の衰退という状況のなかで、蒙古系の人々を中心として島民はしばしば反乱をおこし、高麗政府の支配の貫徹を許さなかった。³⁾1392年に成立した朝鮮はこのような事態を引き継いだ。朝鮮政府にとって、濟州島の服属化あるいは朝鮮化は解決すべき重要な政治課題であった。この課題は15世紀前半を通じてほぼ達成される。⁴⁾すなわち、濟州島の朝鮮化が進行する時期、得宗は朝鮮の官僚として活動していたのである。

以上、得宗とその時代について概観してきたが、年譜作製にあたってもっとも留意したのは次の点である。先の指摘の第3にあるように、得宗は9回にわたって告発されるという特異な経歴をもつ。しかし、特異なのは回数之多さだけではない。なんども告発されながらも引退せずにとどまりえたという点にも注目しなければならない。ここから、得宗を嫌う存在と同時に、支える存在もあったことが想定できる。この構図を具体的に明らかにすることが、本稿の主たるねらいである。

次に、本論における叙述のしかたについて説明しておく。まず、基本となる史料は『朝鮮王朝実録』で、これについては注をつけず、例えば、「太宗実録」巻26・太宗13年7月己丑条を引用する場合、太宗13年7月己丑とのみ記す。そして、得宗に関する記事は、抄訳が中心となるが、すべて紹介する。

1 高得宗と濟州島 (1413-1427)

ここでは、数々の告発を受ける以前を対象とする。まず、『朝鮮王朝実録』のなかから関係記事を抜萃し、その抄訳を年代順に列挙する。紹介のしかたは、記事のひとつひとつに番号をつけ、それに続けて西暦・官職等・典拠・抄訳・語注を記す。

① 1413年 生員[※] 太宗13年6月戊午

濟州都安撫使の啓により、文邦貴・梁深とともに孝子として褒賞される。親喪に際し、濟州島で初めて3年喪をおこなったことがその理由であった。

※ 科挙の一種の生員科に合格した人の称号である。生員には、成均館入学、7品以下の官僚への就職等の資格があるが、おおむね、文科合格のための足がかりであった。⁵⁾

※※ 15世紀前半において、濟州島の行政・軍事を掌る地方官の首席で3品班であった。

※※※ 現代の韓国でもおこなわれている慣習で、満2年を要す。

② 1413年 生員 太宗13年11月庚子

馬3匹を貢納し、米豆35石を賜わる。

③ 1418年 司醞署令[※] 太宗18年6月乙巳

玄米・木綿・女服等を民間の金銀と交換するために濟州島に派遣される。金銀は明へ朝貢するために用いられる。

※ 司醞署は宮中の酒を掌る官衛、令はその1等官で従5品班である。⁷⁾

④ 1418年 濟州敬差官[※] 世宗即位年10月戊戌

銀1771両を買い、濟州島より帰る。

※ 地方に派遣される臨時官で、文官の堂下官が任命される。

⑤ 1419年 濟州子弟[※] 世宗元年9月癸丑

濟州量田の実施に際し、寛やかな収税規程の適用を、文忠徳とともに上言し、承認される。

※ この時期の濟州子弟については不明な点が多いが、おおむね、濟州島の有力者の子弟で、都で待衛する者を言う。文官ですでに官職についている得宗をなぜ濟州子弟と呼んだか不明。

⑥ 1419年 承文院校理¹⁰⁾ 世宗元年11月乙卯

倭賊追捕に功ある濟州都安撫使等を褒賞するため、濟州島に派遣される。

※ 事大交隣文書を掌る官衛、学理は4等官で従5品班である。⁸⁾

⑦ 1424年 奉常少尹¹¹⁾ 世宗6年11月戊寅

倭賊追捕に功ある濟州都安撫使金素を褒賞するため、濟州島に派遣される。

※ 奉常寺の僉正のことか。祭祀・諡号を掌る官衛、3等官で従4品班である。

⑧ 1425年 大護軍¹²⁾ 世宗7年7月壬午

漢城府尹金素とともに、濟州土官の任命制度の簡素化を求め、承認される。

※ 五衛の3等官で従3品班の武官である。

⑨ 1425年 大護軍 世宗7年10月辛卯

牧場の設置場所の調査のため、漢城府尹金素とともに江華島に派遣される。

⑩ 1425年 大護軍 世宗7年11月癸卯

江華島の牧場の設置場所について、漢城府尹金素とともに適地を具体的に示す。

⑪ 1425年 大護軍 世宗7年11月戊午

同僚を自宅に招き宴会をする。濟州島への影響力の大きさを誇り、縁者文邦貴の汚職をかばい復職させたことを自慢する。

⑫ 1427年 上護軍¹³⁾ 世宗9年6月己未

成達生・趙恵とともに江華島に行き、牧場の設置の場所・方法について意見を述べる。

※ 五衛の2等官で正3品下班である。¹¹⁾

以上、1413年から1427年にいたる記事を紹介してきた。次に、これらの記事から重要と思われることをいくつか確認し、説明を加える。

①で褒賞された3名は、いずれも濟州島の伝統的勢力の出身と思われる。高・梁氏には耽羅王族の末裔としての、高・文氏には星主・王子を称した氏族としての誇りがあった。¹²⁾したがって、この記事の主張は、伝統的勢力の代表が朝鮮半島の喪制である3年喪を受容したこと、すなわち、朝鮮化を強調することにあったと思われる。15世紀前半を通じて展開される濟州島の朝鮮化という過程のひとつまと言えよう。

②で生員、③で従5品班の官僚になっており、1413年から1418年の間に文科合格したことが確認できる。『朝鮮王朝実録』では、その時期を特定できなかった。ただし、後世の編纂物ではあるが金錫翼『耽羅紀年』は太宗朝の「甲午」、すなわち、太宗14=1414年としている。とくに矛盾もなく、この説に従う。

③④、⑥、⑦と3回も濟州島に派遣されていることは注目される。普通、官僚と出身地は深く

結びつかないように考慮されるが、これでは両者の結びつきは否定されず、かえって強化される。とくに③④は得宗の島内での地位を前提にして派遣されたもので、他の地域の出身者を派遣しても成功しなかったと思われる。得宗は、官僚でありながら、濟州島の代表でもあった。⑤、⑧は、いずれも濟州島政策についての提言だが、とくに⑤は濟州島民の生活を守るためになされたものであり、まさに得宗は濟州島の代表であった。朝鮮政府は、この得宗のような存在を許し、その力を利用して濟州島を支配しなければならなかった。

⑨⑩、⑫で江華島に2回派遣されているが、これも濟州島と無関係ではない。⑨⑩で得宗とともに行動している金素は、⑦で確認できるように元濟州都安撫使であった。すなわち、得宗・素ともに濟州島の牧場に詳しく、そのため江華島に派遣されたのである。

⑬は、これまで述べてきた得宗の活動を総括するような内容である。そこで、この記事の関連部分の現代語訳を示そう。

得宗は次のように語った。官僚となって以後、濟州島に行けば、必ず良馬を集めて都に帰り、地位の高い権力者と交わり、濟州島民のために働きかけた。したがって、私に対する島民の態度は、父兄に仕える時のようである。私の妹父(妹夫カ)文邦貴が地方官の時、汚職が発覚したが、私が必死に庇ったため、罪を免れ、礼賓寺の判官(従5品班)に任命された。

これについて、さらに解説する必要はないであろう。ただ、私的な宴会で語られたことが、記事として載せられているのは奇妙なことと思われる。後に顕在化する得宗に対する反感が、この時すでに芽生えていたのかもしれない。

以上、1413年から1427年にいたる得宗の活動を紹介してきた。得宗の活動のすべてが濟州島と関係があり、図式的に言えば、得宗は、濟州島出身の官僚というより、むしろ朝鮮の官僚制にはいりこんだ濟州島の代表であった。

2 濟州島の牧場(1429-1434)

ここでは第1・第2の告発がなされた時期を対象とする。まず、関係記事の抄訳を列挙しよう。

⑬ 1429年 上護軍 世宗11年8月庚午
漢拏山[※]の周辺に放牧場を設置し、公私の馬の放牧を上言し、現地へ官吏を派遣することが決定される。

※ 濟州島を象徴する火山。異称、頭無岳とも言い、頂上の形状は環状となっている。
海拔1,950mは、韓国の山の中では最高である。

⑭ 1430年 上護軍 世宗12年10月庚辰
濟州島で倭船を捕え、倭人全員を殺害したことが問題となる。この件につき、得宗は事前に国

王に詳しく説明していた。

⑮ 1430年 上護軍 世宗12年11月辛亥

濟州島で官馬の被害があり、これに関連して義禁府から告発され、笞50を受ける。

⑯ 1431年 なし 世宗13年1月癸巳

明が牛1万頭の交易を要求し、濟州島の牛も問題となる。国王の前の議論で、得宗は、濟州島には馬は多いが牛は少なく、農家も牛の糞に頼っていると発言し、牛の移出に反対した。

⑰ 1433年 僉知中樞院事 世宗15年12月辛亥

(官職任命記事)

※ 中樞院には職掌はなく、文武堂上官の所任のない者が就く。僉知事は5等官で正3品上班の武官である。¹⁵⁾

⑱ 1434年 僉知中樞院事 世宗16年1月戊申

得宗の上言があったため、戸曹の濟州島民救済のための食料援助案が承認される。

⑲ 1434年 礼曹参議 世宗16年6月甲子

濟州島の牧場について、不適当な場所を指定し、そのため馬の被害がでたという理由で司憲府から告発され、免職となる。

※ 朝鮮官僚制の中樞的な実務官衛六曹のひとつで、外交・祭祀・科挙などを掌る。参議は3等官で正3品班である。¹⁶⁾

⑳ 1434年 前礼曹参議 世宗16年6月乙亥

得宗の抗弁。濟州の牧場について、漢拏山周辺を適地と主張したことは間違いではなく、運用の誤り、馬賊の横行、旱害などが馬の被害の原因である。私利私欲でないことを調査するため、官吏の現地派遣を求めた。ついで、これを検討させようとする国王の姿勢に反発し、司憲府の全員が退出した。

㉑ 1434年 なし 世宗16年7月丙子

国王は司憲府の大司憲(1等官で従2品班)を呼び、得宗の抗弁を検討することを命ず。大司憲は、得宗の反省の無いこと、倫理感の欠如を指摘し、さらに重罪に処すことを求める。国王は、得宗はおとなしく辞職しており、罰を加えるべきでないと答えた。

㉒ 1434年 前礼曹参議 世宗16年8月壬申

濟州島で牛馬を盗殺する人々を平安道に強制移住させる案について、得宗は、近年の凶作により食料不足となり、盗殺する人が増加しており、この点を考慮して強制移住は悪質な者に限定すべきであると主張する。政府はこの意見を承認する。

以上、1429年から1434年にいたる記事を紹介してきた。ここでも、重要と思われる点について解説を加える。まず、告発に関係の無い記事からはじめる。

⑭で問題となった事件の概要は以下のようであった。この年(1430年)、濟州島で倭賊が出現

したため、それと戦い、倭船は自沈し、倭人9名が斬獲されるという事件があった(世宗12年3月乙丑)。この事件において、倭人は賊ではなく商人ではなかったかという疑問が提示され、倭人と戦った軍官等の論功行賞をしようとする国王に対し、兵曹は反対した(同前8月癸巳)。そして事態はさらに進展し、論功行賞どころではなく、この事件の責任者である濟州都安撫使金洽は、虚偽の報告をしたという理由で罰せられてしまった(同前9月癸亥)。この事態が逆転するのが⑭である。ここでは金洽の無罪が確定して濟州都安撫使に復職し、逆に、濟州敬差官としてこの事件を調査し、金洽を告発した朴好問が訊問された。この逆転がおきたのは、得宗が独自の報告を国王にしていたからであった(⑭)。その結果、朴好問は罰せられたのである(同前10月丙申)。この事件で注目されるのは、国王が、君主の専権として論功行賞をすることにこだわり、一度はつぶされたこの国王の望みが、得宗の報告によって実現したことである。国王は、公式に派遣された濟州敬差官の報告よりも、得宗の報告を信用したのである。

⑮については、牛についての得宗の意見が承認されたこと以外、とくに追加すべき点はない。

⑰は、得宗が兪知中枢院事に任命されたという記事であるが、語注にあるように、得宗はこれより堂上官となった。

⑱⑳は、⑭⑮と同様、得宗の濟州島政策についての発言力の大きさを示すものである。そして、いずれも前節の⑤と同様、濟州島民の生活を守る立場からの働きかけをしたのである。

以上、この時期も引き続いて得宗と濟州島の関わりの深さが確認された。新たに加わった要素は、堂上官になったこと、また、⑲の礼曹参議のように朝鮮官僚制の中核的な官衙に官職をえたことである。得宗はかなり昇進したのである。これが告発される背景にあったと思われる。

⑮が第1の告発を示す記事である。ただし、得宗は主犯ではなく、かつて濟州監牧官であった太石鈞が、官馬の被害による責任を免れようと工作し、それが暴露され、その工作に連らなっていたことから告発を受けたものである。

同じような事態でありながら、第2の告発はかなり様相が異なる。まず、⑲⑳㉑を順に紹介してみよう。

司憲府は次のように告発した。礼曹参議高得宗は、濟州島で成長したため馬の成育について詳しく知っている。国王の恩に答えず、逆に利己的な振舞いをした。かつて濟州都安撫使であった張友良に、弊害の大きな場所に牧場を設置するように依頼した。友良は、濟州都安撫使でありながら、現地の伝統的勢力の利益に合わせて、牧場に不適當な場所を政府に推薦した。上護軍朴好問も、その場所の適否の調査を命じられながら、得宗・伝統的勢力と友良の関係を考慮して、妄辞をもって報告した。いずれも皆不当である。赦前に事件があったといえども、京外に追放して、今後の見せしめにすべきである。国王はこれに答えて、得宗・友良の免職、好問の無罪を決定した。

以上、⑬の現代語訳である。司憲府の告発の主旨は、得宗・伝統的勢力が、濟州島の行政・軍事機構の頂点にある友良に、牧場として不適な場所を推薦したことにある。そして、実際、馬の被害があった(世宗16年4月辛未、同前5月丁丑)。得宗はどのような場所を牧場として推薦したのか。⑬にあるように、それは漢拏山周辺であった。それはどのような理由からであったのか。

前礼曹参議高得宗は次のように国王に上申した。私の故郷濟州は、人口が少なく草木がよく繁殖した時代、良馬が多く育成した。戊戌年(1418年)以降、耕地が増え、牧草が不足するようになった。工曹参議張友良が濟州都安撫使の時、このことを深く心配していた。そして、平地に放牧された馬が山林のそれよりも秀れていないことを知った。己酉年(1429年)、濟州都安撫使の任務を終えて都に帰って来た時、漢拏山の周辺に牧場を築き、そこで馬の放牧をすべきであると上申した。承政院は、国王の命によって、私に友良の策について意見を求めてきた。臣もまた山林の放牧を推薦した。それは、冬になっても木が鬱蒼と茂り、夏の避暑、冬の避寒のいずれも適しており、馬が大きく育つからである。それに対して平地の馬は、風から逃れて避寒する所が無く、冬になると死んでしまうことも多い。また、無知な輩が多くいて、焼畑を勝手に行なう。もしこれを禁止しなければ、土地は痩せ、草木も無くなり、馬の繁殖ができなくなるのは明白である。以上のことを答えた。私がなぜ自分の利のために国馬の育成策を述べなければならないのか。また、山林に放牧場を築くことは、実に馬を増やす良策である。馬の被害が多いのは、山林に放牧したからではない。馬を山林に入れ、自由におけば良馬が多く育ち、瘦馬の被害もでないであろう。ただ、山のなかに馬賊が出没するため、牧場を管理する人はそれを防ぐことばかり考え、後で多くの被害がでることを想像できない。すなわち、馬を自由に放たず、いつも頭数を数え、群羊のように密集させて管理しているのである。さらに連年の旱害により草木が茂らず、これによっても馬の被害が大きくなった。……(中略)……10歳の時、私は父に連れられて都に来て学んだ。早くから官職に就き、国王に仕えることの義を知った。また聖恩をたびたび蒙り、官品は分を越え、どのように恩に報いるべきかもわからない。それなのに、私が自分の利益のために、国王に虚偽の報告をするであろうか。司憲府はそのように私の罪を告発した。しかし、ここでも国王殿下の恩を蒙り、ただ解職されるにとどまった。ただし、利己的という汚名は私に残り、今後、このままでは朝廷に顔を挙げて立つことはできない。伏して望む。再度、司憲府に命じて察訪を派遣し、牧場内外の田畑を実地に調査し、私の罪を厳密に明らかにすることを。もし、私の罪が明らかならば、私は虚偽申告の罪に服し、死んでも憾むことはない。国王は、この得宗の上申を司憲府に下したが、これに抗議して、司憲府の官僚全員が退出してしまった。

※ この時、張友良が工曹参議と確認できるのは世宗16年6月癸卯の記事からである。

※※ 王命の出納を掌る官衛。¹⁷⁾

※※※ 地方官のひとつで従6品班。¹⁸⁾

以上、⑳の現代語訳である。得宗の主張は説得的であった。少くとも私は説得されてしまった。ところで、㉑の司憲府の告発が、伝統的勢力、得宗から濟州都安撫使への圧力、あるいは依頼を強調するのに対し、ここでは、国王・承政院の諮問に答えたことを強調している。どちらも、事実のある側面を述べているのであろう。ともあれ、得宗の抗弁を検討させようとする国王の姿勢に、司憲府は強く反発したのである。

国王は大司憲盧閑等¹⁹⁾を呼び、高得宗の主張を嫌うこと無く、全員、任務に就けと命じた。盧閑等は次のように答えた。得宗は濟州で成長し、島内の利害について知らないことはない。先に、張友良の牧場を移築する策について得宗に諮り、国馬の増産を考慮せず、自らの利益のために虚偽の答申をした。それに従い牧場を築き、多くの国馬の被害をだしてしまった。司憲府は、再度、得宗を告発する。既に、弁明を極めながら全くの無罪にはできず、国王殿下は、特に恩恵をもって解職するにとどめた。にもかかわらず、得宗は自分の非を認めず、国王に上申し、司憲府の告発が誤りであると主張し、無罪になろうとした。得宗は官僚としての倫理感が欠如している。再度、得宗の罪を検討すべきである。以上のように答えた。国王は、得宗はおとなしく辞職しているのに、なぜ罪を加える必要があるかと答え、司憲府の要請を却下した。
㉒ 司憲府の1等官で従2品班。

以上が㉑の現代語訳である。⑲⑳㉑を通じて、次の点が確認できる。先に、⑭⑮⑯㉒でも確認したことの延長上にあるが、国王の得宗に対する信頼、少なくとも、濟州島についての政策は、基本的に得宗の意見を尊重するという国王の姿勢が指摘できる。一方、司憲府はこの両者の関係に反発し、得宗を国王の信頼関係を悪用するものと告発し、それを庇おうとする国王に抗議した。これら三者の関係は、以後、継続して見られるようになる。また、この時期から得宗への反発が強まったのは、先に述べたように、得宗の地位の上昇とも深く関わっていると思われるが、この点については、後に明確になるであろう。

ところで、この節で問題となった漢拏山周辺の放牧場だが、その後も廃止されずに拡大していったようである。²⁰⁾

3 管押使・日本通信使(1435-1441)

ここでは第3・第4の告発がなされた時期を対象とする。

㉓ 1435年 礼曹参議 世宗17年2月戊申
(官職任命記事)

㉔ 1437年 僉知中枢院事 世宗19年10月庚辰
(官職任命記事)

㊤ 1438年 兪知中枢院事 世宗20年1月己酉

(官職任命記事)

㊦ 1438年 戸曹参議 世宗20年10月戊戌

中枢院副使李明徳を正使とする正朝使の一員として、明に種馬50匹を進貢する。

※ 六曹のひとつで、戸籍・租税・賦役などを掌る。参議は3等官で正3品班である。

㊧ 1439年 戸曹参議 世宗21年2月壬申

正朝使李明徳・管押使得宗, 明の都から帰国する。

㊨ 1439年 戸曹参議 世宗21年4月壬辰

管押使として明に行った時、本来、通事が賜わるべき物を庶子正道に受け取らせたという理由で司憲府から告発され、外官に左遷することが決定される。

㊩ 1439年 前戸曹参議 世宗21年4月丁酉

司憲府に報復し、罪を免れようとしていると刑曹から告発される。

司諫院からも同様の告発をされ、得宗の告身(辞令書)を追奪することが決定される。

㊪ 1439年 なし 世宗21年4月戊戌

司諫院・司憲府の官僚が、得宗の罰が軽すぎると抗議する。

㊫ 1439年 なし 世宗21年4月丙午

告身を返還し、日本通信使に任命される。

㊬ 1439年 兪知中枢院事 世宗21年5月庚戌

兪知中枢院事に任命される。

㊭ 1439年 なし 世宗21年5月辛亥

司憲府の官僚が、得宗には節操が無く、明に行った時のように日本でも規程に違反する可能性が高く、司憲府の官僚を同行させよと主張した。国王はそれを却下した。

㊮ 1439年 兪知中枢院事 世宗21年7月己酉

得宗、日本通信使一行の守るべき規程を報告する。

㊯ 1439年 兪知中枢院事 世宗21年7月丁巳

国王の引見を受ける。

㊰ 1439年 なし 世宗21年7月戊午

国王から書を賜わる。

㊱ 1439年 なし 世宗21年10月庚辰

乃而浦の倭人が増大し、その送還が問題となったが、国王は、得宗の帰国を待ち、その意見を聞いてからでも遅くないと答えた。

※ 朝鮮は、乃而浦、富山浦、塩浦の三港を倭人のために開いた。乃而浦はそのなかでも最大の規模であった。

㊲ 1440年 兪知中枢院事 世宗22年5月丙寅

日本通信使一行、日本国王（足利義教）防・長・豊・筑等守護大内持世、管領細川持之の書状を持って帰国し、国王の引見を受ける。

③⑨ 1440年 僉知中枢院事 世宗22年5月庚午
対馬島主宗貞盛の要請（孤草島への出漁許可²³⁾）を政府に伝える。

④⑩ 1440年 僉知中枢院事 世宗22年6月壬午
宗貞盛の要請について議政府で検討する。

④⑪ 1440年 なし 世宗22年6月戊子
通信使副使尹仁甫の願いを聞き、金海官奴辛トを優れた船員と偽って乗船させたことを理由に司憲府から告発される。国王は、小過にすぎず、罰する必要なしと答える。

④⑫ 1440年 僉知中枢院事 世宗22年8月巳卯
濟州島の交通について上書する。

④⑬ 1440年 礼曹参議 世曹22年9月庚戌
(官職任命記事)

④⑭ 1441年 同知中枢院事[※] 世宗23年6月丙子
(官職任命記事)

※ 同知事は中枢院の4等官で従2品班の武官である。²⁴⁾

以上、1435年から1441年にいたる記事を紹介してきた。ここでも、まず告発に関係のない記事から検討する。

②④⑤は官職任命記事である。②が①以降、はじめて官職をえたということならば、復職に7・8ヶ月かかったことになる。ともあれ、得宗は官僚に復帰したのである。また、④⑤と同一官職に任命されているが、この間の事情については不明である。

前節までの記事は、得宗と濟州島の密接な関係を示すものばかりであった。ところが、この時期、濟州島との関わりを示すのは④だけになる。そして、これ以降にはない。これは、得宗と濟州島の関係が希薄になったというよりも、むしろ、得宗の発言が抑えられたと見るべきであろう。第2の告発などで示されたように、国王と得宗の関係に対して、ある官僚群の反発があり、それが両者の関係に楔を打ちこみ、少くとも、濟州島についての得宗の発言権を低下させたのであろう。

これに関連して、巨視的にも大きな変化があったことを指摘しておこう。「はじめに」で述べたように、朝鮮という王朝が、濟州島を朝鮮の内部、すなわち、一地方にするのに約半世紀を要した。朝鮮政府の対濟州島政策は第1に、伝統的勢力の懐柔、第2に、伝統的勢力の弱体化、第3に、地方行政・軍事機構の貫徹に大別できる。論理的には、第3の実現のために第1・第2を前提とする構成となっている。そして、第1・第2はある意味では相反する作用をもつ。第1を強化しすぎることによって伝統的勢力の力量・独自性は温存され、第2の強化は、この勢力の反

発を招く。微妙なバランスをとりながら、第1から第2へ重心を移行させる必要があった。そして、この節が対象とする時期には、この移行が既に終了していたものと思われる。濟州島に対する得宗の活動の変化は、それに対応したものであろう。濟州島の代表、あるいは伝統的勢力の代弁者という立場は放棄させられ、一官僚としての活動に限定されたのである。

次に、第3・第4の告発について検討する。第3の告発に関わるのは②⑥から③⑩までである。②⑥②⑦にあるように、1438(世宗20)年10月、正朝使の一員として明に向けて出發し、翌年2月、帰国した。正朝使とは元旦を祝う使節で、得宗は管押使の資格で種馬50匹を進貢した。

司憲府は、次のように告発する。戸曹参議高得宗は管押使として明の都に赴いた。通事辺鎮道が死んだため、義州通事姜智順^㉑を代わりに連れて入京した。そして、本来は通事が受け取るべき賜物を、名を偽って得宗の庶子正道に受け取らせた。品性が劣るだけでなく、利益を得るためにはなんでもする。これは、明の朝廷と我国を欺く大罪である。また、監察尹統^㉒は檢察する任務がありながら、得宗のたくらみに乗せられ、これを防ぐことができずに帰国した。また、事実を隠して報告しなかった。得宗は、大明律で杖100・流2000里、尹統は杖100に該当する。また、正道が受けとった賜物は没収する。以上の処置を請う。国王は次のように命じた。得宗は外官職に左遷し、尹統は一等を減じ、正道の賜物は没収するな。

※ 朝鮮と明の国境地域で、鴨綠江^㉓をはさんだ対岸は遼東半島である。

※※ 司憲府の5等官で正6品班^㉔。

以上が②⑧の現代語訳である。これが4月15日であった。5日後の20日、刑曹と司諫院からもそれぞれ告発を加えられた。

主旨は、大司憲南智を誣告して自らの罪を免れようとしており、反省していない。そこで、外官職左遷という軽い罰を改め、司憲府の告発に従い、大明律による処分(杖100・流2000里)を求めるというものであった。これに対して、国王は得宗の告身を追奪するという罰に改めた。以上が②⑨の大意である。

告身追奪は、第2の告発での解職よりやや重く、告身を返還されない限り官職に就くことはできない。その意味において、外官職左遷よりは確かに重くなっている。しかし、杖・流を求める司憲府等からすれば、問題にならない軽い罰であった。

右献納皇甫恭・持平鄭孝康等^㉕は次のように告発する。高得宗の罪は重い。しかし国王の聖恩が深く、外官職左遷という軽い罰を受けた。昨日、再び告発し、大明律による罰を求めたところ、ただ告身を没収しただけで京外に追放もせず、都にある私宅で自由にさせている。これでは、まったく懲悪の意味をなさない。得宗は海外の人ではあるが、幼い頃から都に来て学び、若くして科擧に合格し、堂上官にまで昇進した。したがって、重大な規律を犯しても反省が無

ければ、たとえ海外の人といえども軽い罰にする必要があるのだろうか。

※ 右献納は司諫院の3等官で正5品班、持平は司憲府の4等官で正5品班。²⁸⁾

以上が③の現代語訳である。この告発というより抗議は、文中にあるように②の翌日、21日になされた。そして無視された。

文中に海外の人という表現があるが、これは原文でも「海外之人」で、これ以降、しばしば得宗について用いられる表現である。用例を検討する限り、この表現には価値感情が含まれており、辺境・未開の粗野な人というような意味に近い。得宗については、辺境・未開の地の出身ではあるが、堂上官にまで昇進しているのだから、特別扱いせずに普通の官僚と同列に処分すべきであるというような文脈で用いられる。

ところで、得宗の告身が追奪された日の9日後、告身は返還され、得宗は日本通信使に任命された(③)。ついで翌5月3日、僉知中樞院事に任命され、またたくまに告発以前の状態に復帰してしまった(③)。ここから第4の告発に関わる記事となる。

③で却下された司憲府の提案は、具体的には以下の内容であった。通信使の一行に金礼蒙という人がいて、この時、偶然、監察という司憲府の官職に就いていた。それが、別の官職に就くことになったため、新たに他の監察を通信使に同行させることを提案したのである。なお、この時、金礼蒙は監察(正6品)から副司直(正5品)に昇進している(世宗22年5月庚申)。いずれにせよ、得宗への不信任は増大していた。

③から④までは日本通信使の告発から帰国までで、ここでは省略する。

司憲持平宋翠は次のように告発する。高得宗が先に明の都に行った時、不法を行ない皇帝を欺いた。今また日本通信使として過去を反省せず、国王を欺いた。それは、副使尹仁甫に頼まれ、金海の官奴辛トを優れた船員と偽って乗船させたことである。辛トは仁甫の姪生の弟である。仁甫は姪生に頼まれ、それを得宗にさらに頼んだ。いずれも重い罪であるのに、今、とくに赦されたのは問題である。……(中略)……国王は次のように答えた。得宗が過去に犯したことを、さらに論ずるべきではない。今犯したことは軽微な過ちで罪とするほどのことではない。また仁甫の父は功臣であり、過去の罪については仁甫には深く反省している。したがって、今回の過ちは赦すべきである。……

※ 慶尚道南岸地域で、東は釜山浦のある東萊、西は乃而浦のある熊川に接している。²⁹⁾

以上が④の現代語訳である。文中で問題となった辛トは、後の記事から雑芸をする「吹笛人」ということが判明する(④⑥⑦⑧)。一種の芸能民であろう。ようするに、芸能民を船員と偽ったことが問題となったのである。しかし、国王はこの告発を却下してしまったのである。

以上、第3・第4の告発を検討してきた。第3の告発で、告身追奪が約10日間で解除されたこ

と、第4の告発が却下されたこと、いずれをとっても、得宗についての国王と司憲府等の官僚群の姿勢は大きく異なっていると言えよう。この時期、確かに濟州島についての得宗の発言権は低下したようだが、国王と得宗の親密な関係は、いまだ継続していたと考えざるをえない。それに対して、司憲府等の官僚は、得宗を庇おうとする国王の姿勢によって、得宗への反発を強めていくのである。そのような反発にもかかわらず、1441年、得宗の品階は従2品になった(④④)。

4 流 刑 (1441-1445)

ここでは、第5・第6、そして流刑という結果を招いた第7の告発がなされた時期を対象とする。

④⑤ 1441年 義禁府提調³⁰⁾ 世宗23年7月辛亥

得宗を義禁府提調に任命したことについて、その倫理性などを問題にして、任用の撤回を司憲府の官僚が要求する。国王はそれを却下する。

※ 義禁府は、王命により官僚の検察を行なう官衙である。提調は、1等官の品階が低い官衙を指揮するために、従1品から従2品の官僚が任命される臨時の官職で、この時の得宗は従2品であった。ただし、義禁府の1等官は従1品であり、なぜ提調が任命されたのか不明である。³⁰⁾

④⑥ 1441年 中樞院副使³¹⁾ 世宗23年7月癸丑

明および日本へ外交使節として行った時の所行によって得宗の倫理性の欠如を主張し、司憲府は王命(義禁府提調の就任か)の撤回を求めたが、国王はそれを却下した。

※ 中樞院の一職で従2品班。³¹⁾

④⑦ 1441年 中樞院副使 世宗23年8月戊辰

これまでの外交使節としての所行を挙げ、司憲府は得宗を聖使節(遣明使のひとつ)に任命したことの撤回を求めたが、国王はそれを却下した。司憲府は、さらに群臣が得宗の任命に反対していると主張したが、再び国王は却下した。

④⑧ 1441年 中樞院副使 世宗23年8月己巳

この日も司憲府は得宗の聖使節任命に反対した。④⑦よりも詳しく得宗の行動を説明し、他の人を任命することを強く要請したが、国王は却下した。再び司憲府は強く反対したが、やはり国王は却下した。

④⑨ 1441年 なし 世宗23年8月辛未

司諫院の官僚もまた得宗の聖使節任命に反対したが、国王は却下した。

④⑩ 1441年 中樞院副使 世宗23年8月丁丑

国王が得宗をはじめとする聖使節一行を引見する。

④⑪ 1441年 なし 世宗23年閏11月癸未

義禁府は高得宗一行を帰国直後に逮捕した。理由は、第1に、国王の糖尿病と眼病の薬を皇帝

から求めたこと、第2に、女真族の酋長童凡察・李満住の鎮圧を明に求めたことにあり、いずれも得宗の独断であった。

⑤② 1441年 なし 世宗23年12月丁未

義禁府、得宗の罪は斬に該当するが、事件は赦前※におきており、告身を奪うにとどめ、他の一行の罪は問わないことを決定する。

司憲府、この決定に反対し、得宗を遠方に禁錮し、他の一行も告身の追奪をおこなうべきであると主張する。国王、得宗を江陰県※※に流し、他の一行の罪は問わないことを決定する。

※ 明が奉天殿を建てたことにともない赦を実施したため、朝鮮も、この年閏11月癸未に赦を実施した。

※※ 黄海道にある県のひとつ³²⁾。

⑤③ 1442年 なし 世宗24年1月甲申

明使呉良は得宗の釈放を朝鮮政府に求める。

⑤④ 1443年 なし 世宗25年6月壬辰

国王は司憲府に得宗の外方従便※を命じる。司憲府の官僚はそれに反対したが、国王はすべて赦すのではなく、外方従便にするだけであると説明する。

※ 流刑を減刑して行動の自由を与える。ただし、漢城内には立入禁止である。

⑤⑤ 1443年 なし 世宗25年6月癸巳

司憲府の官僚は得宗の外方従便に反対するが、国王はそれを却下する。

司諫院の官僚も反対するが、これも国王は却下する。

⑤⑥ 1443年 なし 世宗25年6月申午

司憲府、および司諫院の官僚、得宗の外方従便に反対する。国王、江陰県に安置するのと外方従便にあまり差はないと説明する。司憲府・司諫院の官僚、再び反対する。国王、再びあまり差はないと説明する。

⑤⑦ 1443年 なし 世宗25年6月丙申

司諫院、得宗の外方従便に反対するが、国王はそれを却下する。

⑤⑧ 1445年 なし 世宗27年5月乙未

得宗を放還する。

⑤⑨ 1445年 なし 世宗27年5月庚子

司諫院は得宗の放還に反対するが、国王はそれを却下する。

以上、1441年から1445年にいたる記事を紹介してきた。すべての記事が告発に関わっており、ここでは順に検討する。ところで、第5・第6の告発は、規律違反・犯罪等を指摘して、得宗に罰を下すことを求めたものではなく、得宗についてなされた決定を撤回することを求めたものである。厳密には区別すべきかもしれないが、もし、司憲府等の意見が承認されれば、得宗にとっ

ていちじるしく不名誉な事態となる。そこで、これらも告発として扱った。

第5の告発に関わるのは4546である。抄訳にあるように、司憲府が反対したのは、得宗が義禁府提調に就任したことであった。義禁府は、司憲府・司諫院・刑曹とともに檢察機関のひとつである。前節からの経過を考慮するならば、得宗を義禁府の官僚にするという決定が、いかに刺激的であるか容易に理解できるであろう。したがって、例えば④⑤では、「貧汚」（欲が深くて心がきたない）、「無行」（品性が劣る）とか、④⑥では「四維」（礼儀廉恥）が無いなど、口をきわめて得宗の倫理性の欠如を主張した。また、前節で「海外之人」という表現を問題にしたが、④⑥では「海島微生」という表現があった。「海島微生」でありながら、国王の恩が深く、堂上官にまでなった、という文脈で用いられており、より差別的な表現である。「辺境の島の卑しい生まれ」というような意味であろう。

第6の告発に関わるのは④⑦④⑧④⑨である。ここでは、得宗の聖節使任命が告発の対象となっている。④⑤④⑥と同様、得宗の倫理性の欠如を問題としている。しかし、国王は得宗等聖節使一行を引見し、出発させてしまった（⑤⑩）。

これまで見てきたように、前節の第2の告発以降、檢察諸機関は得宗にほとんど打撃を与えることはできなかった。この時、得宗への反感は頂点に達していたと思われる。

節日使（聖節使）高得宗は、明の都において礼部尚書胡滂に次のように語った。我朝鮮国王殿下は、最近、北方の女真族の侵擾により、憂慮のあまり糖尿病になり、眼も患ってしまった。朝廷に願って医薬をいただきたいと思っているが、皇帝を煩わすのではないかと、これまで言うことができなかった。滂は次のように答えた。帰国したら国王殿下に報せよ。安心せよ、野人（女真族）が乱をおこしたら明が放置しておかないと。得宗は書状によっても滂に次のように述べた。得宗が義州の鴨緑江に到着した時、野人の襲撃があったことを聞いた。本月27日、本国慈城郡・虞芮[※]口子に突入し、人畜を殺掠し、建物を焼やされた。これは童凡察と李満住が共謀してやったことに違いない。我国王殿下は、皇帝の意を体して、しばしば皇帝勅諭を伝達し、辺境の人々を安心させようとした。このように慈悲深かったにもかかわらず、凡察・童山等は聖勅に背き、集団を率いて密かに満住の配下となった。……（中略）……伏して望む。皇帝に奏聞して、童凡察・李満住を鎮圧し、小国人（朝鮮人）の生活を安定させることを。以上のように得宗は求めた。また、この頃、満住・凡察の奏により、明の朝廷は指揮呉良を遣わし、満住等の支配下にあった人々を還そうとしていた。得宗はこれを聞いて、また滂に言った。満住の支配下の人で生け捕りにされた者は一人もいない。また、満住が連れ去って捕虜にした人を還してほしいと。以上、得宗のしたことは、全て国家の命令ではなく、得宗の独断である。明の皇帝は、とくに薬材を朝鮮国王に賜い、得宗に持っていかせた。書状官金淡・押物李純之・押馬金智・通事金汗・金辛等もこれに関わった。したがって、以上の者を義禁府に下した。ただし、得宗等は帰国報告をしておらず、義禁府が逮捕し、連行した。

※ 平安道の国境地域。³³⁾

以上が㉑の現代語訳である。後半は、訳だけでは意味不明の部分が多く、少し説明を加える。

童凡察・李満住の問題には次のような背景があった。明・朝鮮両国の北方政策によって、現在の中国東北部から朝鮮半島北部に住む女真族は、両者との間に複雑な緊張を強いられるようになった。この女真問題をめぐって、朝鮮と明が対立したことさえあった。そして、この時期特有の問題は、凡察の移住によって生じた緊張であった。朝鮮の東北境に居住していた凡察の一派は、朝鮮の圧力から逃れるため、1440年、満住を頼って遼東半島に移住した。朝鮮は明に、凡察等の原住地への帰還を、凡察等は逆に、原住地に残した仲間を朝鮮から還してほしいと明に依頼した。訳文中にある凡察等の奏はそれを指す。明はその問題の調査のために呉良を派遣したのである。³⁴⁾

さて、義禁府に逮捕された得宗は、㉒にあるように、斬に該当するが、事件が赦前におきているという理由で、告身の追奪にとどめることを決定した。ところが、同じく㉒にあるように、司憲府の反対により変更され、ついに流刑とされたのである。以下は、その司憲府の告発の一部である。

……得宗は、元来、功を貪り昇進を好み、士論を尊重しない。野人李満住・童凡察等の事情は、しばしば明に報告しており、明もそれを承知している。したがって、得宗の行動は臨機応変とは認められない。得宗の使命はただ聖節（皇帝の誕生日）を祝うこと以外にはない。ところが、大きな功と褒賞をねらい、呈文を作って画策するなど、使臣としての義を全く失なった。また、聖体違和（国王の病気）の原因をもっともらしく礼部に伝え、皇帝の耳に入れるようにし、薬を賜った。これは国王殿下に大きな功を売ろうとする行為である。……

厳密には使命を逸脱した場合、罰せられることもある。しかし、女真族の問題については、襲撃事件を国境地域で聞いており、得宗の行為は臨機応変の処置とすることもできる。また、㉓の国王の反論のなかにも、使節が独自に礼部に呈文をだした前例があると主張しており、また㉔では、使節を「専対之職」（独断で受け答えする役割）と位置付けている。したがって、他の人が使節であった場合、罰せられたかどうか疑問である。

明の皇帝から薬を賜ったことについても同様であろう。一般的に朝鮮の王権は、専制化を防ぐため、国王と臣下の私的な関係が生じることを抑える傾向にある。その意味では得宗の行為は微妙である。しかし、これもまた、重大な規律違反とするには無理があると思われる。

いずれにせよ、得宗はついに流刑に処せられた。国王もついに庇いきれなくなっていたのであろう。前節から続く、検察機関と国王・得宗の確執は、ここでひとまず決着がついた。

次に、得宗が赦されるまでの経過を述べる。まず、翌1442年、明使呉良が得宗の釈放を求めた(53)。呉良は、先に述べたように、女真族問題の調査のため明から派遣された人で、この人がなぜこのような要求をだしたのか不明である。ただし、かなり強く要求しており、得宗と個人的に親しいとか、明で得宗の評判が良かったとか、相当な背景が想定される。

1443年、流刑から外方従便に刑が変更された(54)。これに対し、猛烈な反発が生じた(54)(55)(56)(57)。基本的には、流刑自体が軽い罰で、これをさらに軽くしてしまっただけでは懲める意味がないという主旨である。しかし、国王はこれらの主張をしりぞけ、得宗の外方従便を実現してしまった。

これらの記事のなかから、注目すべき表現をいくつか指摘しておこう。まず、「海外之人」という表現を国王も用いていることである。いずれも、「海外之人」だからこそ軽い罰にして、安心させなければならないという文脈であった(55)(56)(57)。告発する側が、「海外之人」ではあるが、堂上官にまで昇進しているのだから、特別扱いせず普通の官僚と同列に処分すべきであるという文脈で用いるのと対照的である。国王にとっては、堂上官であろうとなかろうとたいした意味はなかった。このように、辺境の人を保護しようとする考え方を、普通、華夷思想と呼ぶ。もちろん、告発する側にも華夷思想はあった。ただし、得宗が堂上官に昇進したり、国王と親しくなることによって、保護する対象ではなく競争者になってしまったのである。

57では、告発する側が次のような表現で得宗を位置付けている。まず、得宗を保護しようとする国王の姿勢を「殿下天地之私恩」と呼び、得宗自体については、「海外の人といえども、他の向化(帰化)人と比べられない。耽羅土豪の出身で、かつ、朝鮮政府に仕える。濟州子弟の推薦権を一手に握り、また、世家(高官をだす家柄)と姻戚関係をもつ」と表現されている。当時、向化人と言えば、倭人が野人(女真族)で、濟州島民は倭人・野人と比較しうる対象であった。ここまでは国王と共通した認識である。ただし、保護すべき対象であるはずの得宗は、国王と親しく、濟州子弟の推薦権を通じて、いまだに濟州島に大きな影響力をもつ不気味な存在となっていたのである。

この外方従便の2年後の1445年、得宗は赦された(58)。ここでも反対があったが、国王は却下した(59)。

この年、濟州島についてひとつの政策が実行された。左右の都知管を廃止し、その所持する印信を収公した(世宗27年6月辛酉)。左右の都知管とは旧星主・王子のことである。星主・王子の起源については諸説あるが、高麗時代には間違いなく用いられている。この称号は、旧耽羅王族の末裔に与えられる一種の名譽号である。ただし、名譽号にはとどまらず、伝統的勢力を結集し保持する機能をもった。1404年、朝鮮は星主・王子を左右の都知管と改め、名譽号としての色彩をより強めようとした(太宗4年4月辛卯)。ところが、先の決定のように、この称号すらも廃止しなければならなかった。左右の都知管は都にいながら、濟州島でおきたさまざまな問題を、公式の官僚組織を通さずに、独自に解決していたからである。左右都知官の廃止は、濟州島の朝鮮化をさらに一歩進めるものであった。

5 転運使 (1447-1450)

ここでは、第8・第9の告発がなされた時期を対象とする。

⑥0 1447年 同知中枢院事 世宗29年10月壬戌

転運使となったため、同知中枢院事に任命される。司諫院はこの決定に反対するが、国王はそれを却下する。

⑥1 1448年 なし 世宗30年3月辛丑

得宗、水路による運送は監督が難しいので、陸路で運送したいと願う。議政府³⁶の大臣、得宗を転運使に任命したのは、海路に慣れているからである。したがって、やむをえない場合以外は水路によるべきであると答える。国王、この意見によることを得宗に命ず。

※ 官僚機構を統括する最高議決機関³⁶⁾。

⑥2 1449年 なし 世宗31年9月壬午

国王は、いつ頃出発するつもりなのかを得宗に聞く。

⑥3 1449年 なし 世宗31年9月甲午

9月10日に米10万石を船に載せ、現在、風を待っており、寒くなる前に平安道に到着する予定であると得宗は国王に報告する。

⑥4 1449年 漢城府尹 文宗即位年10月甲申

司憲府の官僚は、これまでの得宗の行動を問題にして、得宗を正朝使に任命したことに反対する。国王も同意し、他の人に代えることを命ず。

※ 都の行政等を掌る官衛で、府尹は判尹（正2品）か左・右尹（従2品）か不明である³⁷⁾。

⑥5 1449年 漢城府尹 文宗即位年11月丙辰

得宗が正朝使となった時、商人を連れて行こうとしたという理由で、司憲府の官僚に告発される。国王はそれを却下する。

⑥6 1450年 なし 文宗元年8月壬辰

平安道に運んだ穀物の半分がくさり、責任者のひとりとして得宗の名が挙げられるが、問題とされなかった。

以上、1447年から1450年にいたる記事を紹介してきた。

1447年、得宗は転運使（臨時職）に就任し、それにともない同知中枢院事に任命された。この決定に反対したのが第8の告発である（⑥0）。ただし、⑥1⑥2⑥3にあるように、1448年から1449年にかけて、その任務は実行された。

第9の告発は、1449年、次のようになされた。

司憲府掌令河緯地は次のように告発する。漢城府尹高得宗を、今、正朝使(明で元旦を祝う使節)に任命した。得宗はこれまで2度明の都に行き、いずれも貪欲で汚ないという評判であった。今、聞いたところでは、富商の子金術山を奴と偽って同行させようとしている。これが得宗のやりかたである。我々は、最近、2度にわたって使節の変更を求めたが、いまだに許しを得ていない。我々の願いを承認していただきたい。国王は次のように答えた。予が再び検討した結果、使節を趙石岡に変更することにした。得宗は耽羅人で、詩文などに才能があるが、利に聡く、派手なことを好む。財産の増大は重視するが、名節を汚しても気にしない。

以上が㉔の現代語訳である。これまでと異なり、国王はあっさりとして告発に同意してしまった。もちろん理由はある。国王が違うからである。得宗を信頼し、厚い保護を加えてきた世宗はこの年死去し、息子の文宗の時代となっていたのである。

この時期以降、官僚得宗の活動を示す記事は『朝鮮王朝実録』にはない。卒伝もなく、得宗の生没年は不明である。ただ、1460年、多数の官僚とともに「卒参判高得宗」と名を連らね、「原従三等功臣」に認定されている(世祖6年5月庚子)。また、『耽羅星主遺事』という1979年に濟州島で発行された本には、生没年が1388(禡王14)年-1452(文宗2)年と記されている。

おわりに

私の読解力が充分でないため、史料の解釈ができないところもいくつかあった。ともあれ、得宗の年譜を作製するという目的は達成した。今後、誤りの訂正、補注などを加えて内容の改善を計りたい。

ところで、得宗の年譜には、司憲府等の檢察機関、国王世宗、そして得宗自身が登場した。前2者の姿勢については、官僚の濟州島に対する差別意識、世宗の華夷思想など、ある程度の説明もでき、理解が可能である。ところが、得宗自身については納得のいく説明ができなかった。例えば、あれだけ反発されていることが明白であるにもかかわらず、1441年、聖節使としてなぜあのような行動をしたのか不可解である。以下は、それについてのひとつの想像である。

すべての官僚は、国王に忠誠を尽くし、規律を守ることを義務付けられている。しかし、得宗は前者をより重視し、国王世宗の信任を得ることに全力を傾けた。確かに、得宗は、他の官僚と同じく、科挙に及第して官僚となった。しかし、得宗の精神は官僚機構を媒介せず、直接的に国王に結びついていた。極論すれば、堂上官にまで昇進しながらも、朝鮮の官僚になりきることができず、世宗に忠実な耽羅人としてあり続けたのである。

本稿を作製するにあたって、以下の人々と書物に御世話になった。濟州大学校耽羅文化研究所長梁淳秘氏、西帰浦在住の金仁顥氏、東京の耽羅研究会の梁聖宗氏、新幹社の高二三氏、大阪市立大学北村秀人氏、以上の人々からは貴重な御助言をいただいた。また、1987年9月、立命館大学の第38回夏期日本史公開講座・中世史部会(学生主催)、および1988年12月、大阪で朝鮮史研

研究会西部会・12月例会で、それぞれ私の拙い話しを聞いていただいた。また、得宗関係の記事は『朝鮮王朝実録』の「総索引」で大半を集めたが、金仁顥氏から贈呈された『朝鮮王朝実録・耽羅録』（済州文化放送、1986年）は、脱落を補うのに大きな役割をはたした。以上の人々と書物に感謝して、本稿の結びとする。

注

- 1) 李弘植編『国史大事典』（新改訂増補版、三栄出版社、1984年）102頁。なお、この事典の初版は同名で知文閣から1963年に発行されており、高得宗についてはまったく同文である。
- 2) 『新增東国輿地勝覧』（国書刊行会版、1986年）巻38。
- 3) 梁聖宗訳・金泰能著『済州島略史』（新幹社、1988年）63-71頁。
- 4) 拙稿「朝鮮外交秩序と東アジア海域の交流」（『歴史学研究』573号、1987年）68頁。
- 5) 『経国大典』（学習院東洋文化研究所版、1971年）209-215頁。
- 6) 「世宗実録」巻151・地理志。
- 7) 『経国大典』89-90頁。
- 8) 同前59-61頁。
- 9) 同前63-64頁。
- 10) 同前331-334頁。
- 11) 同前331-334頁。
- 12) 『新增東国輿地勝覧』巻38。
- 13) 得宗の父、上護軍高鳳智は事実1411年に死亡しており、実際にも得宗は3年喪をおこなったと思われる（太宗11年7月癸亥）。
- 14) 金錫翼『耽羅紀年』（瀛州書館、1918年）巻2。
- 15) 『経国大典』329-330頁。
- 16) 同前44-48頁。
- 17) 同前50-51頁。
- 18) 同前126頁。
- 19) 同前49-50頁。
- 20) 『済州島略史』82頁。
- 21) 『経国大典』44-48頁。
- 22) 中村栄孝「三浦における倭人の争乱」（『日鮮関係史の研究』上、吉川弘文館、1965年）643頁。
- 23) 同前645-646頁。長節子「『おふせん』論考」（『朝鮮学報』36輯、1965年）。
- 24) 『経国大典』329-330頁。
- 25) 拙稿「朝鮮外交秩序と東アジア海域の交流」68頁。
- 26) 『新增東国輿地勝覧』巻53・義州牧。
- 27) 『経国大典』49-50頁。
- 28) 同前49-50頁、52-53頁。
- 29) 『新增東国輿地勝覧』巻32・金海都護府。
- 30) 『経国大典』44-48頁。『朝鮮語大辞典』（角川書店、1986年）2096頁。
- 31) 李弘植編『国史大事典』1473頁。
- 32) 『新增東国輿地勝覧』巻43・海州牧。

- 33) 同前巻55・江界都護府。
- 34) 河内良弘「童凡察と建州左衛」(『朝鮮学報』66輯, 1973年)。
- 35) なお, 李満住は, 1467年, 朝鮮軍の襲撃によって殺害された。李弘植編『国史大事典』1130頁。
- 36) 『経国大典』39-40頁。
- 37) 同前49-50頁。

